

アルティメット・ファイティング・チャンピオンシップ仲裁規則  
アルティメット・ファイティング・チャンピオンシップのアンチ・ド  
ーピング方針におけるアンチ・ドーピング方針違反とその他の異議申  
し立て

2016年11月1日付で有効

A.1 仲裁の対象事項

1.1 アルティメット・ファイティング・チャンピオンシップ（「UFC」）は、UFC アンチ・ドーピング方針（「指針」）で定められている規則、指針、手続きを採用している。アンチ・ドーピング方針違反（「ADPV」）又は、指針に基づいて生じるその他の異議申し立て、又は指針で定められているアンチ・ドーピング規則の違反は、方針および仲裁規則に定める「結果の管理過程」により解決されるものとする。方針に記載のとおり、UFC は、米国アンチ方針機関（「USADA」）に結果の管理を委任している。

1.2 これらの規則に従った仲裁は、あらゆる競技者、サポートスタッフ、及びその他の人（以降「被申立人」とする）が、(i) USADA の ADPV の主張又はその他の UFC 又は USADA の方針に基づく決断に対する不服申し立て若しくは争うための不服申し立て又は告訴する、又は (ii) UFC 又は USADA 及び最高仲裁人の決断が UFC に司法権がありそれを行使し、最高仲裁人が仲裁人を任命するとことに同意したことに反対する排他的な裁判である。

1.3 1.2(i) に記載以外の仲裁要請は、方針に基づいた違反、不服、又は異議申し立てについて被申立人が合理的に知った時点から 10 暦日以内に申し立てること。そうしないと、その権利は放棄されたと見なされる。

A.2 MGSS

McLaren Global Sport Solutions Inc.（「MGSS」）がこれらの仲裁規則を管理する。

A.3 MGSS の仲裁人名簿

MGSS は、ADPV の不服申し立て、若しくは方針に基づいて生じるその他の苦情又は異議申し立てを聴聞するために MGSS が選出した仲裁人の名簿を作成、保持および公表するものとする。MGSS は、独自の裁量で、適時その仲裁人名簿を修正及び再公表できるものとする。MGSS は、スポーツ仲裁裁判所（「CAS」）の仲裁人、又は務めたことがある個人、及びADPV の問題も熟知し、スポーツ及び裁判外紛争処理手続きを認識していると MGSS が認めた人物のみをその仲裁人名簿に含めるものとする。この名簿には、世界各地の異なる地域の代表者が含まれるものとする。

Richard McLaren は、首席仲裁人の役割を担い、本仲裁規定に定められる機能を実行する。

#### A. 4 不服申し立ての通知と仲裁の要請

USADA による ADPV の主張に対する不服を申し立てる仲裁手続きは、主張された違反の通知を被申立人が受け取ってから 10 日以内に、規則に記載された仲裁手続きを通じて USADA の決断に不服を申し立てる旨を明記し、書面にて USADA に対する申し立て通知を提出することにより、申立人が開始するものとする。USADA は、申立人に MGSS の申立人用の仲裁要請用紙を提供する。この用紙は、申立人が記入し、申立人が申立人用の仲裁要請用紙を受領してから 10 日以内に申請料 \$500 を添えて提出する。同時に控えを USADA にも提出する。申立人が 10 日以内に不服申し立ての通知又は仲裁の要請（及び申請料）を提出しない場合は、申立人の USADA の決断に不服又は異議を申し立てる権利を失うものとする。被申立人は、財政的苦難に基づく正当な理由から MGSS に対して申請料の免責又は減額を要請することができる。

#### A. 5 仲裁の要請の変更

申立人が新しい又は異なる主張若しくは弁護を提起する場合、申立人は、MGSS 及び USADA にその主張若しくは弁護の控えを提出すること。仲裁人が任命された後、当事者間で双方が合意した、又は仲裁人から命じられた場合に限り、新しい又は異なる弁護を提出できる。

#### A. 6 仲裁人の任命

6.1 申立人が仲裁の要請を受領した後、最高仲裁人は案件の聴聞を担当する仲裁人を1名任命する。この仲裁人が最高仲裁人となる場合がある。手続きは、仲裁人の任命通知を受けた後 5 日以内に、いずれかの当事者から書面にて MGSS 名簿から 3 名の聴聞委員会を選任しない限り、1名の仲裁人により聴聞されるものとする。その選任には、MGSS 名簿からの第二仲裁人の指名も含むものとする。

6.2 第二仲裁人の指名通知を受領してから 5 日以内に、手続きの別の当事者が第三仲裁人を指名する。それぞれの指名仲裁人は、MGSS 及びその控えを各当事者に送られる。3 名の仲裁人が任命された後、首席仲裁人が任命した仲裁人が仲裁委員会の責任者となる。

6.3 規則 A.13 に定める仲裁人承諾と異議申し立て処理に従い、指名された 3 名の仲裁人は、仲裁手続きを行う。仲裁人の決断はすべて、多数決で決まる。

#### A. 7 仲裁の方法、場所、日付

仲裁のための聴聞は、両当事者の同意に基づき、又は仲裁人の指示により、電話、ビデオ会議、または直接面接して実施する。それ以外の手続きは、すべて電話で実施する。仲裁が面接により実施される場合、仲裁の場所は、規則に基づいて正当な理由が認められない限り、米国のコロラド州デンバーで行われる。仲裁は、両当事者が延長に同意した、又はいずれかの当事者が特別な事情を提示し、仲裁人がそれを指示した場合を除き、仲裁人の任命の完了日から 90 日以内に実施される。申立人が予定している試合に参加する前に、

申立人の資格を判断する必要がある場合は、聴聞が早まる場合がある。

#### A. 8 調停

いずれかの当事者から要請がある場合、最高仲裁人（又は、最高仲裁人が委員会に属する場合に最高仲裁人が任命した別の仲裁人）は、当事者との調停会議を実施して、各当事者に事案を評価する機会を与えることができる。

#### A. 9 聴聞前手続き

予備審問会では、仲裁人及び当事者によって、当事者の主張若しくは弁護に説明が必要かどうか、保全が要請されているかどうか、聴聞の実施方法（面接、電話、又はビデオ会議の形いずれか）、宣誓供述書又は当事者から提起された別の証拠問題で証拠が提示されているかどうか、聴聞の期間が予定されているかどうか、説明会の要請が予定されているかどうか、聴聞の前に資料の交換及び承認の特定が予定されているかどうか、当事者及び仲裁人から他の問題が提起されていないかが討議される。開示手続きは許可されない。但し、それらの情報が当該案件における仲裁人の判断を支援するものであると仲裁人が判断した場合は、仲裁人が資料の交換又は作成を指示する場合がある。仲裁人には、資料作成及び証人の立会いに対する召喚を命令する権限がある。これは、裁判所を通じて執行される。

#### A. 10 聴聞会

10.1 各当事者には、聴聞を含む手続きのあらゆる面において、自らの費用負担で、弁護士の援助を受ける権利がある。申立人に通訳が必要な場合は、申立人の自らの費用負担で、独立した資格のある通訳者を提供する。通訳者の資格に関する異議申し立ては、仲裁人が判断するものとする。通訳者は、要請した当事者から直接支払いを受けるものとする。

10.2 聴聞は、世界アンチ・ドーピング規程の第 8 条の原則を尊重し、緊急性、当事者に掛かる費用、及び証拠の作成に関する争議事項を配慮して、首席仲裁人と相談の上、仲裁人の決定した形式により実施されるものとする。仲裁人には、当事者が公平かつ平等に扱われ、事案を説明する、又は相手の当事者に対して返答する（証人に電話して質問する権限を含む）妥当な機会が与えられる状態を維持する手順を確立する権限がある。形式および手続きに関する仲介人の決断はすべて最終的なものとする。

10.3 方針に定められている実質的な規定は、手続き全体に適用される。

10.4 裏付け、推測、及び推論の負担及び方法は、方針に記載されるとおりである。

10.5 仲裁人は、証拠の許容性を策定するものとする。証拠の正式な規則を順守する必要はない。予備審問会で宣誓供述書の証拠が認められた場合、仲裁人は、仲裁人が状況に適していると見なす証拠を重視するものとする。

10.6 証人は、宣誓して証言するものとする。

10.7 速記記録又は聴聞の録音を要求する当事者は、聴聞の 15 日前に予め MGSS に要請する必要がある。MGSS は、要求に基づいて速記又は録音を手配し、すべての当事者に複写を提供する。USADA が速記または録音を要求した場合は、UFC が費用を負担するものとする。申立人が速記又は録音を要求した場合、その費用は当事者が平等に負担する。

10.8 聴聞は、当事者が通知を受けた後、出廷しなかった又は聴聞に代理を立てた場合、当事者不在で進めることができる。方針の第 3.2.5 項の記述とおり、聴聞に出席しなかったもう一方の当事者又はUSADA 又は仲裁人のいずれかから証人として出席を要請されている他の人に対して不利な推論が供述されることがある。

#### A.11 聴聞後の問題

11.1 仲裁人は、方針及び世界アンチ・ドーピング規程の範囲と等しいか同等、及び範囲内であると仲裁人が見なした救済又は救済命令を許可することがある。

11.2 いずれの場合も、各自の事実に基づいて判断され、仲裁人は以前の判断の影響を受けないものとします。

11.3 決断の根拠を含む仲裁人の仲裁判断は、書面に明記し、聴聞完了後 30 日以内に各当事者に送られる。仲裁人の独自の裁量により、仲裁人が書面で仲裁判断とその根拠を提供する前に、仲裁人はその仲裁判断を当事者に知らせることができる。仲裁人は、仲裁判断を配布した後で、明らかな間違い及び期限の誤算を修正することができる。

11.4 仲裁人 3 名全員が、異なる決断を下した場合、仲裁決断は最高仲裁人一人に委ねられる。

11.5 最終的な仲裁判断に加え、仲裁人は、暫定的中間判決又は部分的な判決、命令、及び仲裁判断を含む別の決断を下すことがある。

11.6 聴聞は、仲裁人の仲裁判断が送られる前に、いつでも当事者の申請又は仲裁人の取り組みとして正当な理由がある場合に限り再開されることがある。

11.7 仲裁人による制裁措置の期間又は制裁措置の開始日に誤りがあった場合、仲裁判断が送られてから 7 日以内にこの救済の要請があれば、仲裁人が仲裁判断を修正できる。

#### A.12 機密保持

本規則に順守した仲裁は、当事者及び仲裁人が同意しない限り公開されない。仲裁の開始から、仲裁判断が下される、若しくは仲裁が完了するまで、方針で定められていない限り、当事者、仲裁人及び MGSS のいずれも、仲裁に関わる情報を、UFC ではない、仲裁に関連しない誰かに公開してはいけない。

#### A.13 仲裁人に関する追加条項

13.1 事案に任命された仲裁人は、利害の衝突、またはその疑いが生じる、若しくは任命された業務に先入観を持たせるといふ不安を持たせる状況が生じた場合に、当事者、首席仲裁人、及び MGSS に対して、速やかに報告しなければならない。仲裁人がその任務を継続するかどうかの判断は、首席仲裁人が異議申し立てを判断する。首席仲裁人の判断は最終的な決断となる。首席仲裁人に対する意義申し立ては、MGSS の役員により判断される。

13.2 当事者から指名された仲裁人が指名を拒否した、又は利益の衝突により首席仲裁人によって仲裁人の不採用を決断した場合、当該当事者は、別の仲裁人を指名するために 5 日間の猶予が与えられる。聴聞が開始される前であればいつでも、仲裁人がその任務を遂行できない場合で、首席仲裁人が指名した仲裁人の場合、首席仲裁人は代わりを指名できる。当事者が指名した仲裁人の場合、当該仲裁人には、代わりを指名するために 5 日間の猶予が与えられる。聴聞が開始された後に欠員がある場合は、当事者が同意する、又は首席仲裁人が決断するまで、その欠員は補充されない。

13.3 仲裁人が MGSS 名簿に記録された時点で、*方針*の条項に従って公平性と適合性を持って、個人的に与えられた任務を遂行する宣言に署名する。すべての仲裁人は、当事者に指名されたかどうかに関係なく、仲裁の立場にあることが期待される。

13.4 当事者を代表して行動する団体又は個人は、当該仲裁事項に関して仲裁人候補又は現役仲裁人に一方向に連絡する。

13.5 MGSS が定めるとおり、仲裁人は、時間当たり \$325 の報酬を受け取る。仲裁人1名当たりの仲裁人の料金と費用は、*UFC* が支払うものとする。*USADA* が 3 名の仲裁人で構成されるパネルの選出を行う場合、*UFC* がすべての仲裁人の料金および費用を支払うものとする。申立人が 3 名の仲裁人で構成されるパネルの選出を行う場合、仲裁人 3 名全員は両当事者が平等に折半して支払いを受けるものとする。

13.6 聴聞の延期に関して仲裁人から請求された料金は、延期を要請した当事者が負担する。

13.7 *ADPV*の*USADA*の裁定の申立人の訴えが仲裁人によって「違反でない」または「罪でないまたは過失でない」の判決に終わった場合、仲裁手続きを始めるために申立人によって払われた提起料金は完全に申立人に払い戻される。上記にかかわらず、申立人は、上記13.5項および13.6項に従って必要なあらゆる料金、費用については依然として責任を負う。

13.8 仲裁人への支払いは、当事者が直接行うのではなく、MGSS が行う。MGSS は後から当事者に請求する。

13.9 *方針*に基づいて手続きする MGSS 又は仲裁人のいずれも、仲裁に関連する司法手続きに必要な当事者ではない。仲裁人及び MGSS のシニアオフィサーは、あらゆる裁判又は行政手続きにおいて証言が可能な証人ではない。当事者は、これら規則に基づいて仲裁の過程で仲裁人、首席仲裁人、又は MGSS シニアオフィサー及びスタッフが作成したメモ、記録、又は文書の開示を召喚又は要求しようとしてはいけない。

13.10 MGSS 又は仲裁人のいずれも、これら仲裁規則に従って行われる仲裁に関連したあ

あらゆる行為又は不行為に対して一切の責任を負わないものとする。UFC のイベントに参加する条件として、各申立人は、ここに MGSS、その首席仲裁人、UFC、USADA、及びそれぞれの役員、幹部、メンバー、従業員、前述の代理店又は代理人に対して、連帯して、個人及び職務上、法律又は衡平法に基づく、これらの規則又は方針に生起するあらゆる決断、行動、又は不履行に起因又は関連するあらゆる形式のすべての請求、要求、損害、及び訴因から免責されることに同意するものとする。

#### A. 14 その他の規定

14.1 すべての仲裁は英語で実施されるものとする。

14.2 通知。本方針のあらゆる目的において、申立人に対する通知は、競技者又はその他の人の UFC の法務部に登録されている最新の住所に翌日配達日で配送する、又は UFC の法務部に登録されている競技者又はその他の人の最新の電子メールアドレスにメール送信するなど、効率的な方法で行われるものとする。実際の通知は、その他の方法で行われる場合がある。

14.3 紙の書類はすべて、各仲裁人が保管し、控えをもう一方の当事者と MGSS に渡す。書類は電子メール又は宅急便で渡される。

14.4 仲裁人には、仲裁契約の存在、適用範囲、有効性に対する異議を含む、仲裁人の権限及び管轄を判断する権限がある。当事者は、申立人の仲裁要請における仲裁規則の申請又は仲裁管轄に対して異議を申し出なければならない。そうしないと、異議は放棄されたと見なされる。

14.5 仲裁人は、その独自の裁量により、首席仲裁人と相談の上、事案で生じる技術的な問題について 1 名の専門家の協力を仰ぐことができる。その専門家の費用は、当事者が均等に負担するものとする。

14.6 仲裁人は、仲裁に関する問題に関していつでも首席仲裁人に相談できる。

#### A. 15 提起料金払い戻し予定

これらの仲裁規則に従って開始される仲裁のために、最低限250ドルの払い戻されない料金を前提として、MGSSは、提起料金について払い戻し予定を提供する。

最小限の料金要件を前提として、払い戻しは以下のように計算される：

- a. 訴訟が、上記の規則A. 6. 1に記載されるように首席仲裁人によって一名の/最初の仲裁人の指名の前に和解されるか、取り下げられる場合、提起料金の100%が、最低限の払い戻されない料金が最初に控除された後に、払い戻される。
- b. 訴訟が首席仲裁人によって、かつ、聴聞前進行協議の前に一名の/最初の仲裁人の指名の後に和解されるか、取り下げられる場合、提起料金の50%が、最低限払い戻されない料金の最初の控除の後に、払い戻される。
- c. 訴訟が、聴聞前進行協議の後、かつ何らかの異議申し立てまたは審理前訴訟事

件摘要書の提起の前に和解されるか、取り下げられる場合、提起料金の25%が、最低限払い戻されない料金の最初の控除の後に、払い戻される。

#### A. 16 準拠法

本規則に基づいて、仲裁には米国ネバダ州の法律が適用されるものとする。

#### A. 17 改正

これら *UFC* 仲裁規則は、*UFC* 及び *USADA* により適宜改定される。別段の指示がない限り、改訂は、*UFC* のアンチ・ドーピング用ウェブサイト ([UFC.USADA.org](http://UFC.USADA.org)) に公開してから 30 日間後に有効となる。*UFC* のアンチ・ドーピング用ウェブサイトを定期的に確認して、本書及びその他のアンチ・ドーピング関連の方針を参照することは各競技者の義務である。